加古川市移住・定住助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例施行規則（平成16年加古川市規則第５号。以下「規則」という。）第14条に基づき、まちづくり計画の実現に向けた地域コミュニティの維持及び空家の解消のために、移住かつ定住することを支援するための、移住・定住助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、地区まちづくり計画の認定を受けた地区（以下「地区」という。）のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例（平成15年加古川市条例第２号。以下「条例」という。）及び規則の例によるほか、次に定めるところによる。

（１）住宅　自己の居住の用に供する耐震性能を有する戸建ての家屋で、玄関、 居室、便所、風呂及び台所を備えているものをいう。ただし、昭和56年５月31日以前に着工された住宅（以下「基準日以前住宅」という。）については、要綱別表第１に規定される耐震基準を満たすものであること、又は同等であることが確認できるものであること。

（２）住宅取得　自己の居住の用に供するため、本市において住宅の新築又は新築物件若しくは中古物件を購入し、当該住宅について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく所有権の登記をすることをいう。

（３）親世帯等　申請者又はその配偶者の父母又は祖父母を含む世帯のことをいう。

（４）空家　住宅であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。

（５）空家活用　次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。

（ア）空家を住宅取得し、居住すること

（イ）空家を住宅取得し、居住するために改修又は増築若しくは建て替えすること

（助成金の交付対象）

第３条　市長は、新たに地区内に転入する者（以下「転入者」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

２　助成金の交付の対象となる者は、規則第12条第１項第２号イ（エ）の規定する区域内（以下「区域内」という。）において、条例及び規則に基づく許可、又は区域内の区域区分日前から存する建築物の用途変更を伴わない増改築の場合に、都市計画法施行規則第60条に規定する証明書の交付等（以下「許可等」という。）を受けた者で、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。ただし、本要綱による交付を受けた者及び受けた者が世帯の構成員である場合を除く。

（１）区域内に10年以上居住する意思がある者

（２）自己の居住の用に供するために、住宅取得する者

（３）次に掲げる要件のいずれかに該当する者

（ア）市外からの転入者

（イ）空家活用する転入者

３　交付の対象となる者は、前項に掲げる者のほか、前項第１号及び第３号（ア）に該当し、親世帯等と同一小学校区内の住宅に親世帯等と同居若しくは近隣に居住し（以下「近居」という。）、転入にあたり許可等を要しない単身でない世帯を構成する者とする。

４　第２項第３号（イ）に該当する者が活用する空家は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

（１）申請者が住宅取得した日の前日から起算して、継続して６ケ月以上空家の期間があるもの

（２）建築後10年以上経過しているもの

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、第５条に規定する経費に該当する次の各号に掲げるものとする。ただし、対象経費は他の助成等を受けた額を除いた額とする。

（１）前条の規定による交付対象となる者のうち、同条第２項第３号（ア）又は第３項に該当するものにあっては、転入に要する経費（以下「転入経費」という。）

に10分の10を乗じた額（ 1,000円未満切り捨て）とする。ただし、 500,000円を限度とする。

（２）前条の規定による交付対象となる者のうち、同条第２項第３号（イ）に該当する者にあっては、空家活用に要する経費（以下「空家活用経費」という。）の３分の１を乗じた額（ 1,000円未満切り捨て）とする。ただし、 1,000,000円を限度とし、前号において転入経費として計上した経費を除く。

（対象経費）

第５条　第３条の規定による交付対象となる者のうち、同条第２項第３号（ア）又は第３項に該当するものにあっては、転入経費として別表２に掲げるものとする。

２　第３条の規定による交付対象となる者のうち、同条第２項第３号（イ）に該当するものにあっては、空家活用経費として、別表２に掲げるものとする。

（助成金の交付の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、移住・定住助成金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に別表３に掲げる図書を添付して、住宅取得した日若しくは住宅を取得しない場合は占有した日から１年以内に市長に申請しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、住宅取得した日若しくは住宅を取得しない場合は占有した日から６ケ月以内に、住宅若しくは空家の改修、 増築若しくは建て替えに係る工事を行う場合においては、工事の完成検査日若しくは転入した日のいずれか遅い日から１年以内に市長に申請しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、住宅及び空家の改修等において、建築確認申請手続きを行わない場合は、住宅取得した日若しくは住宅を取得しない場合は占有した日から１年以内の工事の着手前に申請しなければならない。工事の着手については、次条第１項の規定による交付の決定の通知があった後とし、工事完成後に申請書の提出と同一年度内に速やかに第８条の規定による改修等完了報告書（様式第２号。以下「完了報告書」という。）を提出するものとする。

（助成金の交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請を審査し、助成金の交付の可否を決定したと

きは、移住・定住助成金交付（不交付）決定書（様式第３号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

２　市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

３　市長は、申請者又は世帯構成員が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、助成金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、助成金の不交付を決定するものとする。

（完了報告書の提出）

第８条　第６条第３項に規定による建築確認申請手続きを行わない場合は、速やかに完了報告書に別表第４に掲げる図書を添付して、市長に報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき額を確定し（以下「確定額」という。）、その旨を移住・定住助成金確定通知書（様式第４号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条　市長は、第７条及び第９条の規定により助成金の額を確定したときは、移住・定住助成金を助成対象者に交付するものとする。

２　助成対象者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、速やかに移住・定住助成金請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（調査、指導等）

第11条　市長は、まちづくり計画の実現に向けた地域コミュニティの維持及び空家の解消のための移住かつ定住を図るため、必要があると認めるときは、助成対象者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又はその同意を得て、その内容を調査する

ことができる。

２　前項の場合において、その内容が適正でないと認めたときは、市長は、助成対象者に是正を指示することができる。

（助成金の交付決定の取り消し）

第12条　市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反するとき。

（２）不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

（３）前条第２項に規定する市長の指示に従わなかったとき。

２　市長は、前項の交付決定の取り消しを行ったときは、移住・定住助成金交付決定取消通知書（様式第６号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条　市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、移住・定住助成金返還通知書（様式第７号）により、期限を定めてこれを返還させるものとする。

（補則）

第14条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和10年３月31日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和５年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">耐震診断区分</th><th rowspan="2">構造区分</th><th colspan="2">耐震基準</th></tr>
<tr><th>改修建築物を自己の居住の用に供する場合</th><th>左記以外の場合</th></tr>
<tr><td>（１）</td><td>国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012　年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法</td><td>木造</td><td>上部構造評点が0.７以上</td><td>上部構造評点が1.０以上</td></tr>
<tr><td>（２）</td><td>加古川市が実施する簡易耐震診断</td><td>木造</td><td>総合評点が 0.7以上</td><td>総合評点が 1.0以上</td></tr>
<tr><td>（３）</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断</td><td>鉄骨造</td><td rowspan="3">構造耐震指標(Is)が 0.3 以上</td><td>構造耐震指標(Is)が 0.6 以上</td></tr>
<tr><td>（４）</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」（2017年版）による耐震診断</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td rowspan="2">構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標(Iso)で除した値が 1.0 以上</td></tr>
<tr><td>（５）</td><td>一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」（2009　年版）による耐震診断</td><td>鉄骨鉄筋コンクリート造</td></tr>
<tr><td>（６）</td><td>建築基準法施行令（昭和　25年政令第　338　号）第３章第８節に規定する構造計算による耐震診断</td><td>全ての構造</td><td colspan="2">構造計算により安全性が確かめられること。</td></tr>
<tr><td>（７）</td><td>上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断</td><td>全ての構造</td><td colspan="2">上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。</td></tr>
</table>

別表２（第３条、第４条、第５条関係）

<table>
<tr><td>助成金の種類</td><td>助成金名称</td><td colspan="3">加古川市移住・定住助成金</td></tr>
<tr><td rowspan="12">助成金の範囲</td><td rowspan="3">対象となる者
（助成金の交付対象）</td><td>①−１市外からの転入者
（第３条第２項第３号（ア））</td><td>①−２市外からの転入者
（第３条第３項）</td><td>②空家活用する転入者
（第３条第２項第３号（イ））</td></tr>
<tr><td colspan="3">区域内に10年以上居住する意思がある者（第３条第２項第１号）</td></tr>
<tr><td>許可等を受けた者（第３条２項）
自己の居住の用に供するために、住宅を取得する者（新築、新築物件若しくは中古物件の購入）
（第３条第２項第２号）</td><td>親世帯等と同一小学校区内の住宅に親世帯等と同居若しくは近隣に居住し、転入にあたり許可等を要しない単身でない世帯を構成する者
（第３条第３項）</td><td>許可等を受けた者（第３条第２項）
自己の居住の用に供するために、住宅を所得する者（中古物件の購入）
（第３条第２項第２号）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">対象となる経費
（対象経費）</td><td colspan="2">転入経費（第５条第１項）</td><td>空家活用経費
（第５条第２項）</td></tr>
<tr><td>住宅取得に要する経費</td><td>住宅の改修又は増築に要する経費</td><td>空家取得に要する経費</td></tr>
<tr><td>住宅の改修又は増築若しくは建て替えに要する経費</td><td>引越しに要する経費</td><td>引越しに要する経費</td></tr>
<tr><td>引越しに要する経費</td><td>その他市長が認める経費</td><td>空家の改修に要する経費</td></tr>
<tr><td>その他市長が認める経費</td><td>−</td><td>空家の増築に要する経費</td></tr>
<tr><td>−</td><td>−</td><td>空家の建て替えに要する経費</td></tr>
<tr><td>−</td><td>−</td><td>その他市長が認める経費</td></tr>
<tr><td rowspan="3">助成金の助成率又は額</td><td>助成率</td><td colspan="2">１０/１０（第４条第１号）</td><td>1/3（第４条第２号）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">助成の額</td><td colspan="2">５００，０００円を限度とする</td><td>１，０００，０００円を限度とする</td></tr>
<tr><td colspan="3">予算の範囲内</td></tr>
</table>

別表３（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="2">対象となる者</td><td>①−１市外からの転入者</td><td>①−２市外からの転入者</td><td>②空家活用する転入者</td></tr>
<tr><td rowspan="22">助成金の交付の申請</td><td rowspan="22">添付図書</td><td colspan="3">誓約書（10 年以上居住する意思表示等）</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅付近見取図</td></tr>
<tr><td colspan="3">世帯全員の住民票</td></tr>
<tr><td colspan="3">建物の登記事項証明書</td></tr>
<tr><td colspan="3">納税証明書（世帯構成員のうち納税義務のある者全員）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の助成金等の交付を受けた費用がわかる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">市外に居住したことが確認できる書類</td><td>空家期間がわかる書類
（電気若しくはガスの閉栓証明書又は水道の使用廃止届出等）</td></tr>
<tr><td>転入経費及びその明細がわかる書類（いずれか）</td><td></td><td>空家活用経費及びその明細がわかる書類（いずれか）</td></tr>
<tr><td>金銭消費貸借契約書等の写し（借入金額を証する書類）</td><td>金銭消費貸借契約書等の写し（借入金額を証する書類）</td><td>金銭消費貸借契約書等の写し（借入金額を証する書類）</td></tr>
<tr><td>工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（住宅の取得又は改修・増築・建て替えの金額がわかるもの）</td><td>工事請負契約書の写し（住宅の改修又は増築の金額がわかるもの）</td><td>工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（空家の取得又は改修・増築・建て替えの金額がわかるもの）</td></tr>
<tr><td>工事代金等支払いの領収書の写し</td><td>工事代金等支払いの領収書の写し</td><td>工事代金等支払いの領収書の写し</td></tr>
<tr><td>引越し代金の支払いの領収書の写し</td><td>引越し代金の支払いの領収書の写し</td><td>引越し代金の支払いの領収書の写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">工事内容のわかる図面</td></tr>
<tr><td colspan="3">写真（外観及び工事箇所）</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈建築確認申請手続きを行う場合〉
建築基準法第７条第５項又は同法第７条の２第５項に規定する検査済証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="3">〈建築確認申請手続きを行わない場合〉
第６条及び第８条、第９条の規定のとおり
※工事着手前に手続きが必要</td></tr>
<tr><td colspan="3">基準日以前住宅の場合は耐震基準を満たしていることを示す耐震性能確認書又は証明できる書類</td></tr>
<tr><td>その他市長が必要と認める書類</td><td>戸籍謄本等同居又は近居する親世帯等との関係及び親世帯等の居住地を証する書類</td><td>その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td>−</td><td>その他市長が必要と認める書類</td><td>−</td></tr>
</table>

別表４（第６条、第８条関係）

添付図書	【共通】
	工事請負契約書の写し
	工事代金等支払いの領収書の写し
	工事前後の内容のわかる図面
	建築前後の写真
	【その他添付図書】（申請書提出時に提出している場合は除く。）
	世帯全員の住民票
	建物の登記事項証明書
	その他の助成金等の交付を受けた費用がわかる書類
	金銭消費貸借契約書等の写し
	不動産売買契約書の写し
	基準日以前住宅の場合は耐震基準を満たしていることを示す耐震性能確認書 又は証明できる書類
	引越し代金の支払いの領収書の写し
	その他市長が必要と認める書類